

県条例地

大網白里市都市整備課
令和4年4月1日

都市計画法 第34条第12号

開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当と認められる開発行為として、災害の防止その他の事情を考慮して政令で定める基準に従い、都道府県の条例で区域、目的又は予定建築物等の用途を限り定められたもの

大網白里市都市計画法に基づく開発行為等の基準に関する条例 【第7条第5号】

市街化調整区域において、宅地開発事業の基準に関する条例（昭和44年千葉県条例第50号）に基づく確認を受けた土地に、専用住宅の建築を目的として行う開発行為であって、当該確認を受けた設計の内容と整合しているもの

宅地開発事業の基準に関する条例に基づく確認を受けた土地（県条例地）において、専用住宅の建築を目的とする開発行為が該当します。

1. 申請地

●県条例地であること※

（宅地開発事業の基準に関する条例（昭和44年千葉県条例第50号）第7条に基づく確認を受けて造成がおこなわれた土地）

●宅地開発事業の基準に関する条例に基づく確認を受けた際の土地の区画形状であること

●宅地開発事業の基準に関する条例に基づく確認を受けた際の土地利用と相違しないこと

※例えば、宅地開発事業の基準に関する条例に基づく確認を受けた際の土地利用が「公園用地」の場合は、当該許可基準（県条例地）に該当しません

2. 予定建築物

●予定建築物は専用住宅であること

備考

●以下の場合、千葉県開発審査会の議（法第34条14号）を経る必要があります

- ① 県条例地において「専用住宅以外の建築物」を予定建築物とする開発行為
- ② 県条例地において「宅地の再分割」を行う開発行為

※県条例地に該当するかについては、市都市整備課にお問い合わせください